

アイヌ政策推進本部の運営について（案）

〔令和元年7月29日〕  
アイヌ政策推進本部決定

アイヌ政策推進本部（以下「本部」という。）の運営について、以下のとおり決定する。

1 本部会合への出席要請について

本部は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができるものとする。

2 議事の公開について

本部会合は非公開とし、議事録は、原則として、本部会合終了後速やかに発言者名を付して公開する。（ただし、アイヌ政策推進本部長（以下「本部長」という。）が必要と認めるときは、議事録の一部又は全部を公開しないものとすることができる。）

3 配布資料の公開について

本部会合で配布された資料は、原則として、本部会合終了後速やかに公開する。（ただし、本部長が必要と認めるとき又は資料の提出者の同意が得られない場合には、非公開とすることができる。）